

医師の働き方改革について

説 明 要 旨

- 令和6年4月から、医師に対して時間外労働規制が適用されるため、時間外労働が年960時間を超える医師がいる医療機関は、「特定労務管理対象機関」の指定を受ける必要がある。
- 特定労務管理対象機関の指定を受けるためには、時短計画案の作成や評価センターによる評価を受ける必要があるため、準備をお願いしたい。
- 指定申請についての通知や指定の決定等は、北海道では、本庁地域医療課が行う予定であり、医療機関からの申請時期に応じ、3回に分けて指定を行う予定である。[資料6] P2
- B及び連携B水準の指定に当たっては、医療審議会に諮ることとなっているが、その際、地域の医療提供体制の整合性を、地域医療構想調整会議の中で確認することとなっている。[資料6] P6～P7
- そのため、B及び連携B水準の指定申請があった際は、調整会議を開催することとなるため、引き続き、会議の運営等について、御協力をお願いしたい。